

特定秘密保護法の撤廃を求める署名

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

【要望趣旨】

安倍内閣と自民・公明両党は、国民世論を真っ向から踏みにじり、暴挙に暴挙を重ね、秘密保護法を強行成立させました。

特定秘密保護法は、政府の判断によって、どんな行政情報も恣意的に「特定秘密」と指定され、事実上永久的に国民に隠し続けることができる法律です。「何が秘密かは秘密」だとして、国民の「知る権利」が奪われ、「秘密」と知らないまま「秘密」に近づけば、一般国民や報道機関までもが厳しく処罰されます。国会の国政調査権、議員の質問権も乱暴に侵されます。「第三者機関」なるものをつくっても、法律の危険性は何も変わりません。

しかも、法案提出からわずか1カ月余、審議時間は衆参合わせて70時間にも満たないのに、委員会で突然質疑を打ち切り、強行採決されました。こんな議会制民主主義の破壊はかつてありません。やり方一つをとっても、法律として絶対に認めるわけにはいきません。

このように特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躪（じゅうりん）する違憲立法であり、撤廃すべきものです。

以上の趣旨にたって、次のことを求めます。

【要望事項】

特定秘密保護法を撤廃すること

氏名	住所

取扱団体●日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所 〒540-0004 大阪市中央区玉造2-15-7 USビル2F

【お願い】 お手数ですが、この署名は、最寄りの共産党事務所にお届けいただくか、下記にファックスしていただくようお願いいたします。日本共産党国会議員団近畿ブロック事務所 Fax 06-6764-9115

解釈で9条壊すな

日本共産党

集団的自衛権の行使容認

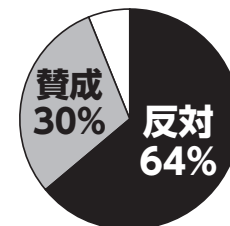


「解釈で憲法9条を壊すな」と集まった人たち。あいさつするのは、日本共産党の志位和夫委員長。8日、東京・日比谷野外音楽堂

「海外で武力行使」の「歯止め」はずす

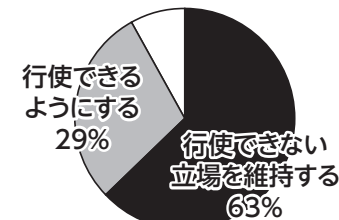
安倍内閣は、憲法解釈の変更で集団的自衛権の行使容認に突き進んでいます。集団的自衛権とは「日本への武力攻撃がなくても日本が武力行使すること」、行使容認とは「海外での武力行使への『歯止め』をはずすこと」です。憲法9条を事実上削除するのと同じ。憲法を憲法でなくすることは絶対に許せません。

●集団的自衛権を行使可能にするための憲法解釈の変更に



「毎日」(3月29、30日両日実施)

●集団的自衛権について



「朝日」2～3月実施

解釈改憲ノーズが急増

近畿民報

2014年4月 No.1 (第145号)
発行/日本共産党国会議員団
近畿ブロック事務所

〒540-0004 大阪市中央区玉造2丁目15番7号USビル2F
Tel.06(6764)9111 Fax.06(6764)9115
Eメール:jcpkinki@cronos.ocn.ne.jp

※日本共産党は以上の見解を公表しました。

折り目